

2020(令和2)年度 福祉サービス第三者評価 調査結果報告書

天久みらいこども園

職員説明会	2020年	10月	7日
		5	
職員報告会	2021年	1月	22日

2021年1月22日
特定非営利活動法人
介護と福祉の調査機関おきなわ

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

2020（令和2）年度

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

説明会	2020年10月 7日
確定日	2021年 1月22日

② 事業者情報

名 称： 天久みらいこども園	種 別： 認定こども園
代表者氏名： 比嘉 薫	定員 (利用室数)： 221 (10 室) 名
所 在 地： 〒900-0005 沖縄県那覇市天久1-4-1	TEL 098-917-3338

③ 総評

◇特に評価の高い点
<p>1、子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。</p> <p>子どもが主体的に活動できる環境の整備について、0～5歳児までの各クラスにおいて、床間と畳間が設置され、活動と休息の場が確保されている。室内遊びの遊具は、年少児クラスでは、子どもの手の届く高さに絵本や動くおもちゃ、手作りおもちゃ等、多数を配置している。自由に選んで遊べるよう配慮され、園内や園庭の探索活動や泥んこ遊び、野菜への水やり等ができるよう行動範囲を広げている。3歳以上児は、園庭や公園での活動は大縄や縄跳び、フラフープ、ぼっくり、竹馬、ホッピング、ドッジボール、泥団子遊び等があり、室内での活動はお手玉やあやとり、コマ、レゴ、ドミノ等があり、グループでそれぞれの遊びをしている。各クラスの水槽にはザリガニやグッピー等が飼育されている。10月後半からは季節の移り変わりを感じるねらいが設定され、トンボやバッタ等の虫探しなどで自然や小動物に触れ、季節を感じるができる環境に配慮している。生活や遊びの場面で子どもの気持ちを受け止め、子ども自身の表現で伝えられるよう保育教諭は発達に応じた援助を行っている。例えば、0歳児は砂に触れる活動をし、1歳児は公園の斜面登りなどを援助している。3～5歳児は公園で集めた落ち葉やドングリ等の木の実を利用して作った落ち葉のトンボや木の枝で作った作品がクラスや廊下に展示されている。室内での製作活動は空き箱や色紙、絵具、粘土等の様々な素材の教材を用意し、友達と協同して取り組みながら表現活動を楽しめる環境を整えている。</p> <p style="text-align: center;">関連項目：51</p>
<p>2、食事は、おいしく安心して食べることができるよう配慮されている。</p> <p>食に関する豊かな経験ができるよう食育計画が作成され、各年齢毎の年間指導計画や月案、週案に食育を位置付けて取り組んでいる。食事はクラス毎にとり、食事の前に「今日の献立」を紹介し、4歳児以上は当番の子どもがひら仮名で書かれた献立名を読み上げ、「いただきます」の代わりに「クワッチーサビラ」と方言で挨拶している。食事は温かいものを提供できるよう、0歳児のクラスから順番に調理員がクラス内で盛り付けし、子どもの希望に応じた分量に配慮しておかわりもできるようにしている。食材は季節や地域の野菜等を取り入れ、誕生会は沖縄の祝い御膳にして赤飯やイナムル汁、クーブイリチーを提供し、行事食も楽しめるように取り組み、おやつにちんびんを提供する等、地域の食文化を取り入れている。3歳児からは、飼育栽培計画に沿って園庭で季節ごとに野菜を栽培し、収穫時は子どもたちが給食の一部にと厨房にお願いし調理して味わう等、一連の体験をしている。昨年度は、沖縄の野菜を利用した給食や食育講座に取り組み、全国の食育大会で優秀賞を受賞している。</p> <p style="text-align: center;">関連項目：61、62</p>

3、子育て支援に取り組んでいる。

認定こども園として、一時預かり保育や延長保育等に取り組み、利用変更の案内もしている。障害や発達上の課題がある子どもや特別な支援を要する子ども、外国籍の保護者等に対しては、市の子育て支援室と連携してファミリーサポートセンターの活用やハローワークの紹介等、保護者支援に取り組んでいる。地域子育て支援拠点事業として一時保育（一般型）事業と地域子育て支援センター（すまいる）が併設され、すまいるは地域の子育て中の親子を対象に出前事業や育児講座、子育て相談を実施し、昨年度は364組9014名の親子が利用している。子育て相談は電話や来所による個別相談で対応し、相談内容によってはケース会議で検討し、地域保健課や関係機関に繋げる等の支援をしている。一時保育（一般型）事業は私的保育や緊急保育、非定型保育サービスも実施し、保護者のリフレッシュ等の私的保育サービスも含めて毎月70人程が利用し、子どもの発育や離乳食の進め方等の相談にも対応している。別に子育て応援デイを設け、地域の子どもと在園児との交流や給食体験、保護者の育児や就園等の相談に対応している。

関連項目：63、64

◇改善を求められる点

1、認定こども園における中・長期計画の策定、及び中・長期計画をふまえた単年度計画の作成が望まれる。

子どもに関する市としての中・長期計画は、那覇市子ども子育て支援事業計画と那覇地区管内教育推進アクションプランが策定されている。那覇市子育て支援事業計画は、那覇市の児童福祉の推進のため、5年間の見込みと目標値を明記し、待機児童の改善等具体的な内容で、中間見直しも行なわれている。

認定こども園として設備や備品の整備、職員体制等の具体的な中・長期の事業計画と中・長期収支計画の策定、及び策定後は中・長期の計画をふまえた単年度計画の作成が望まれる。

関連項目：4、5

2、教育・保育について、標準的な実施方法（マニュアル）の追加、及び定期的な見直しが望まれる。

教育、保育に関する標準的な実施方法の文書化については、食物アレルギーマニュアルや緊急時対応マニュアル、災害時対応マニュアル、実習生受け入れ対応マニュアル等が整備されている。新型コロナウイルス感染症予防マニュアルや食物アレルギー対応マニュアルには、差別や偏見に配慮することと守秘義務等、個人情報保護に関する姿勢が明示されている。また、新型コロナウイルス感染症が、感染症予防マニュアルに追加された食物アレルギー対応マニュアルは、今年4月に第4版改定となっているが、子ども園移行前の内容となっているマニュアルも見受けられる。

プライバシー保護（羞恥心等）や健康管理に関するマニュアル、指導計画の作成手順書等の策定、及びマニュアルの定期的な検証、見直しが望まれる。

関連項目：40、41、42、29、36、38、39、58

3、地域の教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動の実施が望まれる。

認定こども園の事業として、一時保育事業（一般型）や子育て支援センターを実施している。子育て支援センターの育児講座計画が作成され、地域の子育て中の親子を対象に、午前と午後に分けて受け入れて、「手作りおもちゃ作り」や「簡単！離乳食作り」、「親子で触れ合いあそび」等の講座が毎月実施されている。また、出前事業や子育て相談にも取り組んでいる。こども園と公園の間のコミュニティ道路の清掃と草刈りを実施し、本園は災害時の避難場所に指定されている。

把握した地域の教育・保育ニーズにもとづき、認定こども園が有する教育・保育の提供に関するノウハウや専門的な情報を地域に還元する取組として、公的資金による社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動の実施が望まれる。

関連項目：26、27

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

4～5歳児クラスのこども園と0～3歳児クラスの保育所として別組織であった本園が、今年度から新たにみらいこども園としてスタートしました。年度当初から0～5歳児まで一貫した教育・保育活動、内容の統合、見直し等を行ってきました。

今回の第三者評価の結果は、園が取り組んできた取組を振り返る良い機会となりました。「標準的な実施方法」という視点が新たに加わったことにより、日々の教育・保育活動をどのように実施するのか、業務を分析的な視点から文章化し職員に伝えることの必要性を学びました。これからの業務に生かしていきたいと思いません。

⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 認定こども園版 評価結果

項 目		評価 結果		
職員の 集計結果				
I 教育・保育の基本方針と組織				
I-1 理念・基本方針				
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている				
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	
判断 基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	42.6%	
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	48.1%	
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	0.0%	
	n		9.3%	
着 眼 点	○	1	理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	81.5%
	○	2	理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	72.2%
	○	3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	66.7%
	○	4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	37.0%
	○	5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	35.2%
	○	6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	38.9%
	○	7	理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	38.9%
コメント		理念、基本方針の明文化と周知について、理念と基本方針は教育・保育計画や入園のしおり、ホームページ等に掲載されている。理念は「気づき考え行動し、仲間と共に未来を拓く子の育成」を目指しており、認定こども園の目指す方向性を読み取ることができる。基本方針は、発達に応じた適切な環境の中で、子ども一人ひとりの特性を尊重し、楽しい集団生活を通して乳幼児期にふさわしい様々な活動を展開する指標になっている。理念や基本方針は、職員会議や内部研修等で職員への周知が図られている。理念と教育方針、教育目標等が入園のしおりに記載され、入園時に園長あいさつと共に説明し、認定こども園の方向性について保護者への周知を図っている。		

項 目			評価 結果
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
判断 基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	25.9%
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	33.3%
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	1.9%
	n		38.9%
着 眼 点	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	31.5%
	○ 2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。	61.1%
	○ 3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	44.4%
	4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	35.2%
コメント		<p>事業経営をとりまく環境と経営状況の的確な把握・分析について、園長は、こども園園長連絡会議へ参加し、児童福祉法や学力向上推進計画等について把握するとともに、那覇市子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握している。本園の周辺地域は県外出身者が多いなど、地縁・血縁の繋がりが少ない地域性から親支援のニーズが高いと分析している。</p> <p>社会福祉事業全体の動向の把握と、定期的な教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析が望まれる。</p>	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
判断 基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	27.8%
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	27.8%
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	0.0%
	n		44.4%
着 眼 点	○ 1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	46.3%
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	37.0%
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	27.8%
	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	24.1%
コメント		<p>経営課題を明確にした具体的な取組について、園長は、「現在の認定こども園は、昨年度は保育所と幼稚園の別施設として運営されていたが、今年度から同一施設として統合されたことによる組織運営上の課題がある」ことを明らかにしている。人材確保について、那覇市こども教育・保育課とこども園の三役会議(園長、教頭2人)で情報共有している。産休職員等の人材確保について課題があることを職員会議で職員に明らかにしている。</p> <p>経営課題の解決・改善に向けた具体的な取組が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	25.9%
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していません、十分ではない。	25.9%
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	3.7%
	n		44.4%
着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	37.0%
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	25.9%
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	20.4%
	○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	29.6%
コメント		<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定に関して、市全体の中・長期計画は那覇市子ども子育て支援事業計画と那覇地区管内教育推進アクションプランが策定されている。那覇市子育て支援事業計画は、那覇市の児童福祉の推進のため、待機児童の改善等、具体的な内容になっている。計画では5年間の見込みと目標値が明記され、中間見直しを行い実施状況の評価が行える内容となっている。</p> <p>認定こども園として、設備や備品の整備、職員体制等の具体的な中・長期計画及び収支計画の策定が望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	25.9%
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	24.1%
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	5.6%
	n		44.4%
着眼点	1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	38.9%
	2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	42.6%
	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	42.6%
	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	25.9%
コメント		認定こども園の中・長期計画を踏まえた、単年度計画の策定が望まれる。	

項 目			評価結果	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	25.9%	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	44.4%	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	7.4%	
	n		22.2%	
着眼点	○	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	51.9%
	○	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	51.9%
	○	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	40.7%
	○	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	48.1%
	○	5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	51.9%
コメント		<p>事業計画の策定と組織的な実施状況の把握や評価・見直しと職員の理解については、全体的な計画にもとづいて単年度事業計画としての教育保育計画(学校評価計画、延長保育実施計画、子育て支援、年間指導計画等、安全年間計画等11種)が、職員会議等において職員参画のもとで策定されている。教育保育計画の実施状況については、行事と子育て支援事業について実績報告が作成されている。教育保育計画の一つである学校評価等は、職員の自己評価が7月・12月、保護者アンケートを11月、学校関係者評価は8月・2月などの評価の時期と、それぞれに公表の時期が定められ実施されている。保護者から「園だより等で子供の様子をもっと発信してほしい」との要望があり、クラスだよりの強化が図られている。教育保育計画は、保育教諭には冊子が配られて周知されている。</p> <p>教育保育計画の11種すべての実績報告の作成を期待したい。</p>		
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	25.9%	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない	31.5%	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	13.0%	
	n		29.6%	
着眼点	○	1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	50.0%
	○	2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	42.6%
	○	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	35.2%
	○	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	27.8%
コメント		<p>事業計画の保護者等への周知については、入園説明会において、事業計画の主な内容が入園のしおりや重要事項説明書等で保護者に説明されている。園長は、保護者総会や学級懇談会で園長あいさつを行い、今年度の園の取組について説明している。毎月の園だよりに、行事計画や教育保育の「月のねらい」等を記載し2か月前から配布して保護者の参加を促すための事前情報提供に努めている。事業計画には、自園調理や食育の取り組み、発達支援保育等を分かりやすく説明した資料を作成して周知している。</p>		

項 目			評価結果
I-4 教育・保育の質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	38.9%
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	37.0%
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	3.7%
	n		20.4%
着眼点	○	1 組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。	63.0%
	○	2 教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	55.6%
	○	3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	46.3%
	○	4 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	37.0%
コメント		<p>教育・保育の質の向上に向けた組織的な取組については、学校評価（教職員による自己評価、学校関係者評価、保護者アンケート）を毎年実施している。計画から実施、評価結果の集計・考察、全職員による改善策の検討、評価結果の公表について、それぞれに時期を定めて体制が整備されている。定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行い、評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ、園長・教頭で実行され質の向上につなげている。</p> <p>改善課題に対する取組について実施状況の把握及び評価・見直しに期待したい。</p>	
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	27.8%
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	38.9%
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしていない。	5.6%
	n		27.8%
着眼点	○	1 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	42.6%
	○	2 職員間で課題の共有化が図られている。	50.0%
	○	3 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	46.3%
	○	4 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	38.9%
	○	5 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	48.1%
コメント		<p>評価結果にもとづく認定こども園の課題を明確にした計画的な改善策の実施については、課題として①保育教諭・職員連携について②園児について③指導・環境について④情報伝達についての4項目が明文化され、それぞれの課題について年度末に報告されている。課題に対する取組は職員会議で改善方針や改善策を話し合い、教育・保育計画に位置付け、年度初めの職員会議で全職員に配布して読み合わせをしている。保護者への情報発信の強化の課題にはホームページを工夫し、行事を見直し、園児の基本的な生活習慣（早寝・早起き・朝ご飯）の習慣化については家庭に協力の呼びかけを行っている。改善計画の評価・見直しは年度末の職員会議で行うことになっている。</p> <p>改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しが望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
Ⅱ 組織の運営管理			
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ			
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	35.2%
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	37.0%
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	3.7%
	n		24.1%
着眼点	○	1 施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	61.1%
		2 施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	42.6%
	○	3 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	53.7%
		4 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	48.1%
コメント		<p>施設長の役割と責任を職員に表明し理解を図っているかについて、園長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を職員会議等で職員に説明し、保護者に対しては入園説明会であいさつを行い周知している。自らの役割と責任については、運営規程に「園務をつかさどり、所属職員を監督する」ことが明記され、職員会議や内部研修等で周知が図られている。</p> <p>園長の役割と責任について園内の広報誌等に掲載し、平常時のみならず、有事における園長の役割と責任について、不在時の権限委任の明確化が望まれる。</p>	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	27.8%
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	38.9%
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	0.0%
	n		33.3%
着眼点	○	1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	59.3%
	○	2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	51.9%
	○	3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	44.4%
	○	4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	46.3%
コメント		<p>遵守すべき法令等を正しく理解するための取組について、園長は、消耗品の購入について、那覇市の契約規程等にもとづく指定事業者と取引を行っている。園長連絡会や研修会に参加するとともに法令遵守の観点での適正な園運営に取り組んでいる。消耗品等については環境に配慮したクリーンな物品購入に取り組んでいる。職員会議や研修会等で、児童福祉法や虐待防止法等の遵守すべき法令を職員に周知している。</p>	

項 目			評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	42.6%
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	38.9%
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	1.9%
	n		16.7%
着眼点	○	1 施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	63.0%
	○	2 施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	61.1%
	○	3 施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	55.6%
	○	4 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	55.6%
	○	5 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	59.3%
コメント		教育・保育の質の向上に意欲をもちた取組への指導力の発揮に関して、教育・保育の質の現状については、教育・保育計画（全体的な計画を含む）の振り返りや学校評価計画の自己評価と学校関係者評価、保護者アンケートを毎年、継続的に実施している。実施後は評価・分析を行い、分析結果から保育教諭・職員連携、園児、指導環境、情報伝達等の課題について改善策を明示している。教育・保育の質の向上について、2人の教頭を中心に職員の意見を反映するための職員会議で具体的な取組を行い、園長自らも活動に参加し、年間約30件以上の教育保育の内容や園運営等の職員研修を実施し、教育・保育の質の向上に指導力を発揮している。	
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	31.5%
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	40.7%
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	0.0%
	n		27.8%
着眼点	○	1 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	48.1%
	○	2 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	70.4%
	○	3 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	48.1%
	○	4 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	48.1%
コメント		経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力の発揮について、園長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて労務分析を行い、12時間開所・週休代替のフリー職員以外に、環境整備員を4人配置して業務の実効性の向上の取組を行っている。休憩対応保育教諭が配置され、職員の働きやすい環境整備に取り組んでいる。意思決定の仕組みとして、教育分野と保育分野の2名の教頭との三役会議やリーダー会議を開催している。 備品や設備修繕等の財務についての分析に期待したい。	

項 目				評価結果
Ⅱ-2 人材の確保・育成				
Ⅱ-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。		18.5%
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。		42.6%
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。		11.1%
	n			27.8%
着眼点	○	1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。	37.0%
	○	2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。	35.2%
	○	3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	31.5%
	○	4	法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。	40.7%
コメント		<p>必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取組について、人員体制に関する基本的な考え方は、那覇市の人事規程で定められ、市の職員採用計画にもとづいて人材が確保されている。職員採用計画にもとづき採用試験が実施され、人材が確保されている。非正規保育士(会計年度任用職員等)の採用については、ハローワークや市広報誌「なは」市民の友で募集を掲載するとともに友人・知人等への呼びかけ等を行っている。保育補助員の養成も主管課で実施されている。</p>		
15	②	総合的な人事管理が行われている。		b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。		31.5%
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。		44.4%
	c	総合的な人事管理を実施していない。		0.0%
	n			24.1%
着眼点	○	1	法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	48.1%
	○	2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	48.1%
	○	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	44.4%
		4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	33.3%
		5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	51.9%
	○	6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	18.5%
コメント		<p>総合的な人事管理として、理念や基本方針にもとづき「期待する職員像」を明示している。人事基準が明確にされ、職員採用等については、那覇市の職員採用試験で公募選考されることが定められており、昇進、昇格は所属長からの推薦を条件とするなど職員等に周知されている。那覇市の人事評価制度により園長面談を行い、職員の自己評価における目標達成状況を評価している。職員処遇の水準について、園長は年次有給休暇の取得や時間外労働が適正に行われるよう配慮している。今年度労働基準の改正により、会計年度任用職員就労要綱によって非正規職員のキャリアアップが図られているが、なお一層の総合的な仕組みづくりが望まれる。公立については、着眼点4と5は対象外とする。</p>		

項 目			評価結果	
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	48.1%	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	40.7%	
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	1.9%	
	n		9.3%	
着眼点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	55.6%
	○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	75.9%
	○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	66.7%
	○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	50.0%
	○	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	53.7%
	○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	51.9%
		7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	31.5%
	○	8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	37.0%
コメント	<p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについて、労務管理に関する責任者は園長で、今年度から出退勤は静脈認証となっている。有給休暇の取得状況や時間外労働のデータはパソコンシステムで把握し、職員の就業状況は園長と教頭が把握している。ストレスチェックを実施し、必要に応じて保健師や産業医への相談につなげ、年2回の園長と教頭による面談時に職員は悩み等の相談をしている。公立学校共済組合の退職金制度があり、年1回は職員に健康診断を受けさせ、人間ドックの受診補助もある。市から幼稚園教諭の免許更新の補助が得られた職員もいる。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として、園長や教頭、センター長が年次有給休暇取得の声かけをし、時短勤務にも取り組み、家庭の事情を考慮して早番勤務のみの職員もいる。幼稚園教諭の採用試験の勉強をしたいというフリー職員に、職員が協力して勉強時間を確保して支援した結果、合格して保育教諭の資格を取得し、次年度の正採用が可能になった職員がいる。人材確保に関しては、職員同士が協力して知人等に声かけし、フリー職員の確保ができています。今年度から国の制度改革により、非正規職員に会計年度任用の制度が導入され、給与が月給制となり、賞与も支給されている。</p> <p>福祉人材や人員体制に関する具体的な計画を改善策に反映させることが望まれる。</p>			

項 目			評価結果	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。				
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	35.2%	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	38.9%	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	3.7%	
	n		22.2%	
着眼点	○	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	44.4%
	○	2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	53.7%
	○	3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	40.7%
	○	4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	44.4%
	○	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	53.7%
コメント		職員一人ひとりの育成に向けた目標管理の仕組みについては、保育と教育の融合を「めざす保育者像」として明確にし、市の人事評価制度を活用している。保育教諭は年2回「教育目標に基づく学級経営や教育・保育の質の向上、子育て支援」について自己評価をし、知識・技能や責任感、協調性等の9項目についての能力評価を実施している。職員は、次回までの達成目標を数値で設定しており、本人の申告に沿って教頭と園長による年2回の面接を通して達成状況を振り返り、評価して目標の見直しにつなげている。		
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	35.2%	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	44.4%	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	0.0%	
	n		20.4%	
着眼点	○	1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	50.0%
		2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	38.9%
	○	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	51.9%
	○	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	44.4%
	○	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	37.0%
コメント		職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、教育・保育計画の中で、保育と教育の融合を「めざす保育者像」として明示している。市や県が策定した研修計画に沿って初任者研修や発達支援の研修等が実施され、昨年度は5名が子育て支援の研修を修了している。外部研修に参加した職員は、職員会議で報告して研修報告書を提出し、報告書は全職員に回覧されている。研修計画は毎年見直され、前年度の評価・反省のもとに研究テーマを設定して年間計画を作成し、研究主任を中心とした全職員の取組がある。 運営主体である市は、保育士と幼稚園教諭の資格取得者を認定こども園職員の採用基準としているが、基本方針や計画に、職員に必要とされる専門技術や専門資格の明示が望まれる。「虐待防止研修」等、園内研修が必要に応じて実施されているが、市や県が策定した研修のみでなく、園として目的を明確にし、体系化された研修計画の策定が望まれる。		

項 目			評価結果
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	37.0%
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	46.3%
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	5.6%
	n		11.1%
着眼点	○	1 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	38.9%
	○	2 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	37.0%
	○	3 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	44.4%
	○	4 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	55.6%
	○	5 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	63.0%
コメント	職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保について、職員の資格取得状況は履歴書と資格証の提出により把握している。新採用職員は指導者と二人でクラスを担当することで個別のOJTが行われている。園長や教頭、特別支援担当教諭は職種別研修を受講している。職員は、沖縄県の初任者研修や2年目研修を受講し、市が主催する中堅教諭研修等の階層別研修、子育て支援や食育、発達支援等のテーマ別研修を受講している。外部研修の情報は掲示して提供し、必要な職員には声をかけ、職員一人ひとりが研修を受講できるよう、園長と教頭が把握してシフトを調整する等の配慮をしている。		
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	25.9%
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	38.9%
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	1.9%
	n		33.3%
着眼点	○	1 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	61.1%
	○	2 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	50.0%
	○	3 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	29.6%
	○	4 指導者に対する研修を実施している。	18.5%
	○	5 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	42.6%
コメント	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢は、市が作成した実習生受け入れマニュアルに記載されている。保育士や幼稚園教諭、小児看護の実習生を受け入れ、社会福祉士相談援助実習の現場実習施設でもある。園長がオリエンテーションを実施し、実習生に守秘義務等の誓約書を提出させ、中堅教諭研修等の階層別研修を受講したクラス担任保育教諭が指導している。実習のプログラムは養成校の実習の手引きを使い、観察から部分実習、一日実習と手順を踏んで実施している。養成校との連携については、教頭が対応して担当教員と実習内容について調整を行い、担当教員は実習期間中に一度は来園している。 実習生受け入れマニュアルに、子どもや保護者、職員への事前説明についての追記が望まれる。		

項 目			評価 結果
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断 基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	22.2%
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	46.3%
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	1.9%
	n		29.6%
着眼 点	○	1 ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	50.0%
	○	2 認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	40.7%
	○	3 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	25.9%
	○	4 法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	38.9%
	○	5 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	33.3%
コメント		運営の透明性を確保するための情報公開については、ホームページで認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容等、及び市の決算情報が適切に公開されている。苦情・相談の体制については、玄関等にポスターが掲示され意見箱が設置されている。苦情等にもとづく改善・対応結果は玄関に掲示して公表している。園の理念や基本方針等について、地域で開催する支援センター祭りでリーフレット等を配布している。	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断 基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	18.5%
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	37.0%
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	0.0%
	n		44.4%
着眼 点	○	1 認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	31.5%
	○	2 認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	44.4%
		3 認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	29.6%
		4 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	24.1%
コメント		公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、那覇市の文書取扱規程や契約規程等にもとづいて運営が実施され、園務分掌で園長の役割を明記して職員等に周知されている。那覇市の特定教育・保育施設等確認監査(実地指導)が年1回実施され、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査が実施されている。 公立のため着眼点3と4は対象外とするが、那覇市は中核市として外部監査が導入されている。	

項 目			評価 結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献			
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	33.3%
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	37.0%
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	3.7%
	n		25.9%
着眼点	○	1 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	37.0%
	○	2 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	51.9%
	○	3 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	25.9%
	○	4 認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	44.4%
	○	5 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	48.1%
コメント		子どもと地域との交流を広げるための取組として、地域との関わり方の基本的な考え方は、教育・保育計画の那覇市地域子育て支援センター事業概要に記載されている。市の子育て支援ガイドや病児保育、小児クリニック、病後児保育等の情報を掲示すると共に、緊急時の電話相談について複数の連絡先を記載したポスターも掲示している。地域の保育園や幼稚園との交流会を実施し、職員と一緒に保護者がボランティアとして支援することもある。隣接する公園利用者とは日常的に交流があり、年1回勤労感謝の日に園に招待して「ありがとう集会」を開催している。子育て支援センター「すまいる」の誕生会に年長児がダンスや歌を披露することもある。職員は、子どもや保護者のニーズに応じてファミリーサポートセンターや市の発達支援センター等の社会資源を紹介し、利用を推奨している。	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	24.1%
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	42.6%
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	1.9%
	n		31.5%
着眼点	○	1 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	31.5%
		2 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	31.5%
	○	3 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	14.8%
	○	4 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	25.9%
	○	5 学校教育への協力を行っている。	63.0%
コメント		ボランティア受入れに関する基本姿勢はマニュアルに記載されている。ボランティアとしては、読み聞かせボランティアや遠足の付き添い等を保護者が行っている。カレーパーティーや卒園式等への協力を保護者に募り、受け入れ時は園の方針や注意事項を園長と教頭が説明している。学校教育への協力としては、小学校の職場見学や中学校の職場体験、高等学校のインターンシップを受け入れている。 地域の学校教育等への協力についての基本姿勢の明文化が望まれる。保護者以外の地域ボランティアの受け入れの検討、及びボランティアに守秘義務等の誓約書を提出させることが望まれる。	

項 目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	42.6%
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	33.3%
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	0.0%
	n		24.1%
着眼点	○	1 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	33.3%
	○	2 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	55.6%
	○	3 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	40.7%
	○	4 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	38.9%
		5 地域に適当な関係機関・団体がいない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	27.8%
	○	6 家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	64.8%
コメント		<p>認定こども園として必要な社会資源の明確化と関係機関等との連携については、病院や学校、近隣保育園や関係機関、業者等の一覧表が作成され、職員間で共有されている。毎週、小学校の5役会議に園長が出席し、年2回の「保幼小連絡協議会」には教頭が出席して支援が必要な家庭の課題を共有している。年度末には地域の保育所と一緒に1年生になる5歳児について会議が開催されている。支援が必要な子どもや要支援家庭への対応については、毎月支援会議を開催して職員間で情報を共有し、発達支援センターや市の子育て支援室、児童相談所と連携している。家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもに対しては虐待マニュアルに沿って対応し、要保護児童対策地域協議会に園長とクラス担任が出席している。</p> <p>着眼点5は、地域に適当な関係機関があり、非該当とする。</p>	
II-4-(3) 地域の教育・保育向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の教育・保育のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	31.5%
	b	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	25.9%
	c	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	0.0%
	n		42.6%
着眼点	○	1 認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の教育・保育のニーズや生活課題等の把握に努めている。	40.7%
コメント		<p>地域の教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組としては、園長が毎週小学校の会議に出席しており、学校評議委員からも地域の情報が得られる。年2回の保幼小連絡協議会には教頭が出席して支援が必要な家庭の情報を得て課題を共有している。月1回、0～5歳児のいる地域の親子を対象とした子育て支援センターの出前支援が地域の集会所で開催されている。出前支援については、ホームページに掲載し、集会所にポスターを掲示して地域の子育て中の親子に周知している。毎月、数組の親子が参加し、約半数が支援センターの利用に繋がっている。支援センターでは子育て相談も実施し、親からは子どもの発達や親のストレス等に関する相談が多い。支援センターでは利用者の年齢や兄弟関係、両親の出身地等を集計・分析し、「3～5歳の子が増えた」「支援を要する子が増えた」等が把握されている。一時保育事業を通して地域のニーズや生活課題の把握に努めている。</p> <p>地域の自治会や民生委員・児童委員等との連携や園のスペースを活用した地域交流の開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズを把握する取組が望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
27	②	地域の教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
判断 基準	a	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	22.2%
	b	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	33.3%
	c	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	1.9%
	n		42.6%
着 眼 点	1	把握した教育・保育ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	27.8%
	○ 2	把握した教育・保育ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	33.3%
	○ 3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	38.9%
	○ 4	認定こども園(法人)が有する教育・保育の提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	33.3%
	○ 5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	29.6%
コメント	<p>把握した地域の教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動については、認定こども園の事業として、一時保育事業（一般型）や子育て支援センターを実施している。子育て支援センターの育児講座計画が作成され、地域の子育て中の親子を対象に、午前と午後に分けて受け入れて、「手作りおもちゃ作り」や「簡単！離乳食作り」、「親子で触れ合いあそび」等の講座が毎月実施されている。また、出前事業や子育て相談にも取り組んでいる。こども園と公園の間のコミュニティ道路の清掃と草刈りを実施し、災害時の避難場所に指定されている。</p> <p>把握した地域の教育・保育ニーズにもとづき、認定こども園が有する教育・保育の提供に関するノウハウや専門的な情報を地域に還元する取組として、公的資金による社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動の実施が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の教育・保育			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	46.3%
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	40.7%
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	0.0%
	n		13.0%
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	66.7%
	○ 2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	53.7%
	○ 3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。	63.0%
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	51.9%
	○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	50.0%
	○ 6	子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	55.6%
	○ 7	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	66.7%
	○ 8	子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	44.4%
コメント	<p>子どもを尊重した教育・保育の共通の理解をもつための取組については、子どもを尊重する姿勢として「発達に応じた適切な環境の中で、子ども一人ひとりの特性を尊重し、楽しい集団生活を通して、乳幼児期にふさわしい様々な活動を展開する」を基本方針に明示している。職員の理解と実践のため倫理綱領が策定され、子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育年間指導計画や月間指導計画等に反映されている。子どもの尊重や基本的人権の配慮について、幼保合同の園内研究会が毎月開催され、個別計画と個の尊重について研修を行い、子どもの尊重や基本的人権への配慮について定期的に状況の把握・評価を行い、必要な対応を図っている。子どもが互いに尊重する心を育てるため、文化の違いについて話し合ったり、けんかになったときは皆の言い分をよく聞くよう指導している。トイレの使用は、本人に小便器や個室を選択させ、様々な変身衣装を準備してドレスを着たい男の子やヒーローになりたい女の子の思いに添うなど、性差への先入観を固定しない取組を行っている。宗教や文化に配慮した教育・保育について保護者に説明し、子どもの食文化にも配慮している。</p>		

項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	c
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	33.3%
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	42.6%
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	1.9%
	n		22.2%
着眼点	1	子どものプライバシー保護について、教育・保育に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	37.0%
	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	48.1%
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、教育・保育の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	61.1%
	○ 4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	55.6%
コメント	<p>子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育に関しては、子どものプライバシーを守れるようにプール遊び等は、外部からの視線を考慮してフェンスにカバーを設置している。室内等における着替えに際しては、全裸にならずに着替えるよう指導している。着替えについては、家でも気をつけてほしいと保護者に伝えている。</p> <p>プライバシー保護について規程・マニュアルの整備と、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育の実施が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 教育・保育の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	50.0%
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	37.0%
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	0.0%
	n		13.0%
着眼点	○ 1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	42.6%
	○ 2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	61.1%
	○ 3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	74.1%
	○ 4	見学等の希望に対応している。	77.8%
	○ 5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	42.6%
コメント	<p>利用希望者への認定こども園選択に必要な情報の提供については、ホームページを活用するとともにリーフレット（園のしおり）を市の担当部署に置いている。リーフレットには職員構成や日課、めざす子ども像や年間行事等が記載され、イラストを入れる等の工夫をしている。利用希望者には、リーフレットと市や支援センターの資料を使って園長と教頭が園での過ごし方について個別に説明し、見学にも対応している。リーフレットの見直しは年1回実施しているが、保護者からの質問に応じて随時見直ししており、今年度は日課と行事予定を見直している。</p> <p>リーフレットへの理念の追記及び文字の大きさに工夫が望まれる。</p>		

項 目			評価結果	
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	53.7%	
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	25.9%	
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	0.0%	
	n		20.4%	
着視点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	72.2%
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	55.6%
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	64.8%
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	50.0%
		5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	37.0%
コメント		<p>教育・保育の開始・変更にあたっての保護者等への説明について、入園時は重要事項説明書と入園のしおりを使って説明し、重要事項説明書の同意書を提出させている。認定変更時は市の担当部署で説明して同意を得ている。入園のしおりは、0～2歳児用と3～5歳児用に分けて説明するとともに、保護者が理解しやすいように、持ち物や園の様子などについてはパワーポイントを活用して映像を見せながら説明している。外国籍の保護者等、特に配慮が必要な場合は別室で個別に説明している。スマホの通訳アプリを使うこともあり、保護者自身が通訳のできる知人を連れてくる場合は通訳者も交えて説明している。</p> <p>特に配慮が必要な保護者への説明に関するルール化が望まれる。</p>		
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	25.9%	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	37.0%	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	3.7%	
	n		33.3%	
着視点		1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	46.3%
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	48.1%
		3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	16.7%
コメント		<p>認定こども園等の変更にあたっての教育・保育の継続性に配慮した対応について、転園時は在園証明書と指導要録、健康診断票の写しを転園先に送付し、保護者の同意のもと必要に応じて関係機関（発達支援保育）等の情報提供をしている。小学校へは指導要録を引き継いでいる。退園後の相談方法等については担当者は園長と教頭であることを説明している。</p> <p>教育・保育の継続性に配慮した手順を定め、子どもや保護者等に退園後の相談方法や担当者について説明した文書を手渡すことが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	33.3%
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	42.6%
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	1.9%
	n		22.2%
着眼点	○ 1	日々の教育・保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。	68.5%
	○ 2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	40.7%
	○ 3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。	55.6%
	○ 4	職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。	37.0%
	○ 5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	33.3%
	○ 6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	37.0%
コメント	<p>利用者満足の上を目的とする仕組みの整備と取組については、日々の教育・保育のなかで子どもの遊びの様子を観察し、クラス便りやホームページで保護者に発信し、送迎時や面談時に保護者の声を聞いている。年1回、保護者アンケートと保護者役員会アンケートを実施して集計・分析し、課題を文書化している。保護者役員会アンケートの集計結果は園に提出され、保護者会の開催時間やクラスラインの立ち上げ等、次年度の運営に反映させている。保護者の声は、個人面談や学級懇談会、保育参加時等でも把握し、保護者会には園長と教頭が出席している。保護者アンケートは教頭が担当し、集計結果の考察は職員会議で検討している。保護者の声で今年度、園便りをカラー印刷に変更し、ホームページの活用に取り組んでいる。保護者アンケートに「園との連絡方法をオンライン化して欲しい」との声があり、保護者への連絡は市のネットワークシステムを活用することになっている。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	27.8%
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	46.3%
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	1.9%
	n		24.1%
着眼点	○	1 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	53.7%
	○	2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	31.5%
	○	3 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	46.3%
	○	4 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。	37.0%
	○	5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	37.0%
	○	6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	29.6%
	○	7 苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	48.1%
コメント		<p>苦情解決の仕組みの確立と周知、機能については、苦情相談受付担当を園長、苦情相談解決責任者を市子ども教育課課長とし、第三者委員が2名選任され苦情解決の体制が整備されている。保護者には、重要事項説明書に苦情相談窓口を記載して配布し、説明している。1階玄関ホールや2階保育室入口には、沖縄県福祉サービス適正化委員会のポスターを掲示し、玄関には意見箱と記入用紙が設置されている。今年度は、送迎時に使用している駐駐車場のマナー違反者への苦情が意見箱に寄せられ、検討の結果「駐駐車場の利用許可証の発行や送迎時の立哨」が実施されている。苦情内容は、受付と解決を図った記録が保管されている。苦情への回答文書を保護者全員に配布するとともに玄関ホールに掲示して公表している。</p>	
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	27.8%
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	42.6%
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	3.7%
	n		25.9%
着眼点	○	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	37.0%
	○	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	31.5%
	○	3 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	59.3%
コメント		<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と周知については、玄関ホールに意見箱を設置し、保護者が相談できる相手として苦情・相談窓口や第三者委員、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先が記載されたポスターが玄関と2階保育室前に掲示されている。重要事項説明書にも苦情・相談窓口を記載し、保護者に配布して説明されている。1階には相談室が設置され、入口の窓には廊下から視界に入らないようロールスクリーンを設置しプライバシーに配慮されている。相談室では、保護者との個別相談に園長が対応し、特別な配慮を要する子どもの支援や保護者の健康、就労等の支援に対応した記録が整備されている。</p>	

項 目			評価結果
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	44.4%
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	40.7%
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	0.0%
	n		14.8%
着眼点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	77.8%
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	63.0%
		3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	35.2%
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	70.4%
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	64.8%
		6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	18.5%
コメント	<p>保護者からの相談や意見への対応については、苦情・相談窓口や意見箱を設置し、マニュアルとして「苦情への対応に関する実施要綱」が整備されている。職員は、保護者が相談し意見を述べやすいよう送迎時の対話や連絡帳等でコミュニケーションを図り、運動会等の行事開催後及び定期的な保護者アンケートを実施している。個別面談で「校区外からの併設小学校への入学や特別支援学級への就学」等の相談があり「制度上対応できないことや対応に時間を要する」等を説明した事例がある。保護者アンケートから「園との連絡方法をオンライン化して欲しい」との声に、市のネットワークシステムの活用で11月からのメール配信の実施に繋げている。</p> <p>保護者からの相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順等を定めたマニュアルの整備、及び対応マニュアルの定期的な見直しが望まれる。</p>		

項 目			評価結果	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な教育・保育の提供のための組織的な取組が行われている。				
37	①	安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	29.6%	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	51.9%	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	1.9%	
	n		16.7%	
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	29.6%
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	64.8%
	○	3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	53.7%
		4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	50.0%
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	38.9%
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	40.7%
コメント		<p>安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制については、こども園危機管理マニュアルの中で、危機管理責任者を園長とし、緊急対応や不審者対策マニュアル、プール・水遊び危機管理マニュアルや園外保育における事故発生時の緊急マニュアル等が整備され、職員に周知している。安全年間計画が作成され、計画に沿って警察署員による交通安全指導や不審者対策訓練を行い、毎月、チェック表に沿って施設内外の安全点検を実施している。運動具や遊具は使用時に点検し、園庭や園周辺の見回り、砂場や台所等の安全点検は毎日実施されている。危険箇所発見時は職員会議等で報告して遊具の劣化やテラスの木材の剥離等が修繕されている。市こども教育保育課からの他園で発生した遊具での事故事例や給食時の誤嚥事故等の通知は、掲示して職員に周知している。事故やヒヤリ・ハット発生時は、週案会議や職員会議で再発防止策等を検討し、検討結果は職員間で情報を共有している。園庭利用時の事故防止のため、子どもが固定遊具を使用する時は、職員が見守りにあたることを検討され対応されている。昨年は消防署員によるAEDの研修を職員が受講している。園内でのケガには、災害共済給付が保障されている。</p> <p>事故やヒヤリ・ハット等、収集した事例をもとに職員参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策の検討・実施の取組が望まれる。</p>		

項目		評価結果		
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	44.4%	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	51.9%	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	1.9%	
	n		1.9%	
着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	53.7%	
	○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	72.2%	
	○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	29.6%	
	○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。	66.7%	
	○ 5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	74.1%	
		6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	46.3%
	○ 7	保護者への情報提供が適切になされている。	77.8%	
コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制整備と取組については、危機管理マニュアルで責任者を園長としている。感染症マニュアルやインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防の対応マニュアルが作成され、入園のしおりでは感染症にかかった場合の登園基準が示され、保護者に説明されている。麻疹やインフルエンザについては、職員勉強会を実施し、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症については、各クラスや職員休憩室に啓発文書を掲示して周知している。乳幼児に多いロタウイルスは2階の乳幼児室前にポスターが掲示されている。今年度は、新型コロナウイルス感染症予防マニュアルに沿って、登園時の検温や手指消毒、マスク着用や咳エチケットの徹底等に加え次亜塩素酸による毎日の施設内の消毒が功を奏し、感染症は発生していない。園内で感染症が発生した場合は、教頭が発生人数を集計し、玄関ホールと2階廊下にクラス毎の発生人数を掲示して保護者に周知している。</p> <p>感染症の予防と発生時の対応マニュアルの定期的な見直しが望まれる。</p>			

項 目			評価結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	55.6%
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	42.6%
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	1.9%
	n		0.0%
着眼点	○	1 災害時の対応体制が決められている。	85.2%
		2 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。	72.2%
	○	3 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	59.3%
	○	4 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	50.0%
		5 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	57.4%
コメント		<p>災害時における子どもの安全確保のための取組については、災害時の対応体制として園長を隊長とした自衛消防隊が編成され、火災・地震・津波・台風・不審者対応マニュアルが作成されている。安全年間計画に避難訓練を位置付けて実施計画書を作成し、毎月、火災発生を想定した訓練を実施している。小学校と合同で消防署と連携した火災時の避難訓練と地震・津波を想定した訓練を実施し、第2避難場所のちゅらまち公園に避難している。不審者対策訓練も小学校と合同で実施している。訓練時は、非常持ち出しの緊急連絡表や出席簿等を持って避難し子どもの安否確認を行い、災害時の子どもの引き渡しカードも整備されている。日頃から、棚の絵本等が落下しないよう対策し年2回、防災設備の定期点検も実施されている。</p> <p>備蓄は、市で3日分の飲食物品が用意され、リストを作成し用務員が保存期間等を確認し、教頭が管理しているが、那覇市で定めた7日分の確保や食物アレルギーに配慮した備蓄の検討が望まれる。被災時においても教育・保育を継続するために必要な対策を含めた防災計画を整備し、地域の自治会等と連携するなど、体制をもって訓練を実施することが望まれる。</p>	
Ⅲ-2 教育・保育の質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する教育・保育の標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	31.5%
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	31.5%
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	7.4%
	n		29.6%
着眼点	○	1 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	48.1%
	○	2 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	44.4%
	○	3 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	42.6%
		4 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	24.1%
	○	5 標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。	29.6%
コメント		<p>教育、保育に関する標準的な実施方法の文書化については、食物アレルギーマニュアルや緊急時対応マニュアル、災害時対応マニュアル、実習生受け入れ対応マニュアル、虐待対応マニュアル等が整備されている。新型コロナウイルス感染症予防マニュアルや食物アレルギー対応マニュアルには、差別や偏見に配慮することと守秘義務等、個人情報保護に関する姿勢が明示されている。食物アレルギー対応マニュアルについては、毎年、職員会議で確認し、実習生受け入れ時も対応マニュアルが活用されている。新型コロナウイルス対応マニュアルや虐待防止マニュアルは、各クラスに配布設置して共有されている。</p> <p>標準的な実施方法（業務マニュアル）に沿って実践できているかを確認する仕組みの構築が望まれる。</p>	

項 目				評価結果
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		c
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。		29.6%
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。		31.5%
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。		5.6%
	n			33.3%
着眼点	○	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	48.1%
		2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	46.3%
		3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	42.6%
		4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	37.0%
コメント		<p>標準的な実施方法の検証・見直しについては、こども園園外保育マニュアルに「マニュアルは、毎年、あるいは半期ごとに見直しを行い繰り返し改善を行う」ことが記載されている。</p> <p>今年度は、感染症予防マニュアルに新型コロナウイルス感染症が追加され、食物アレルギー対応マニュアルは今年、第4版改定となっている。マニュアルの中にはこども園移行前の内容となっているのもあり、現状に即した内容となるよう見直しの定期的な実施が望まれる。見直しにあたっては、その過程が分かるように制定日や改正年月日の記載が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより教育・保育実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	27.8%
	b	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	50.0%
	c	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	0.0%
	n		22.2%
着眼点	○	1 指導計画策定の責任者を設置している。	46.3%
		2 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	46.3%
		3 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	33.3%
	○	4 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。	63.0%
	○	5 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	57.4%
	○	6 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	31.5%
	○	7 指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	50.0%
	○	8 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な教育・保育の提供が行われている。	46.3%
	○	9 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。	57.4%
コメント	<p>アセスメントにもとづく指導計画の適切な策定について、年間指導計画は全体的な計画にもとづいて作成され、指導計画の策定の責任者は園長となっている。アセスメント手法は確立していないが、新入園児の面接時に児童票で言語や遊び、食事、排せつ、睡眠、着脱、清潔、安全、体質、社会性について確認している。0～3歳児には主な発達の特徴の確認表を別紙で作成して面接を行い、保護者の要望や園児の様子を把握している。0～1歳児の個別計画は、個人面談や連絡帳、送迎時の保護者とのやり取りも踏まえて、クラス担任と園長と教頭が参加する会議を経て作成されている。特別な配慮を必要とする園児については保護者の同意の下、教育委員会から派遣される心理相談員等の年2回の巡回指導により、個別の教育支援計画が作成されている。計画は長期目標（子ども園終了）と短期目標（学期）で設定されている。</p> <p>指導計画の作成にあたっては、アセスメント手法の確立及び計画策定の手順作成、及び満1歳時点の教育・保育における5領域による計画の作成、3～5歳児の年間指導計画については全体的な計画を踏まえた作成が望まれる。</p>		

項 目			評価結果	
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	35.2%	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	46.3%	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	0.0%	
	n		18.5%	
着眼点	○	1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	48.1%
	○	2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	44.4%
		3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	29.6%
	○	4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	37.0%
	○	5	評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	64.8%
コメント		<p>定期的な指導計画の評価・見直しについては、指導計画作成の手順が明文化され、毎週の週案会議で週計画と月計画の評価・見直しが実施され、次の計画に反映している。週案会議が、0～2歳児は毎週金曜日に、3～5歳児は木曜日にクラス担任と園長、教頭が参加して実施されている。</p> <p>天候などにより緊急に変更する場合の保育内容については、職員間でその日に決めているが、指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備して実施することが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 教育・保育実施の記録が適切に行われている。				
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	38.9%	
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	44.4%	
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	1.9%	
	n		14.8%	
着眼点	○	1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。	61.1%
	○	2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。	63.0%
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	44.4%
	○	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	42.6%
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	50.0%
コメント		<p>子どもに関する教育・保育の実施状況の記録と共有については、子どもの発達状況や生活状況等は、認定こども園が定めた統一した様式に記録され、記録内容や書き方に差異が生じないように工夫している。0～2歳児については、個別に教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。一人ひとりのまとめとして冊子（あゆみ）が整備されている。3～5歳児については年度の要録を作成する資料として、一人ひとりの記録ができる補助簿に記録されている。情報の共有については、重要案件で周知を必要とする情報については確認票を添付して1階はクラス職員室へ、2階は各クラス回覧板を使用している。週や月の計画について、クラスの振り返りや次週や次月の指導計画への反映について他のクラス間での共有する体制などは週案会議や職員会議で行っている。</p>		

項 目			評価結果
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	44.4%
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	42.6%
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	0.0%
	n		13.0%
着眼点	○	1 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	66.7%
	○	2 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	46.3%
	○	3 記録管理の責任者が設置されている。	53.7%
	○	4 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	53.7%
	○	5 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	75.9%
	○	6 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	63.0%
コメント		<p>子どもに関する記録の管理体制については、那覇市個人情報保護規程や運営規程等で子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の開示に関する事項を定めている。個人情報の不適正な利用や漏洩に対する対策に関しては、児童票等の持ち出しを禁止し、書類等については事務所で鍵をかけて保管している。記録管理の責任者は園長で、個人情報の取り扱いについては職員会議等で注意を促している。園長は、入園説明会で保護者に対して個人情報の取り扱いについて説明し、「個人情報利用に関する同意書」を得ている。</p> <p>写真等、個人情報のホームページへの掲載について検討が望まれる。</p>	
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	a
判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	53.7%
	b	—	3.7%
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	14.8%
	n		27.8%
着眼点	○	1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	38.9%
	○	2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	48.1%
	○	3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	29.6%
	○	4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	42.6%
	○	5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	22.2%
コメント		<p>子どもの権利擁護の取組については、那覇市虐待対応マニュアルが各クラスに配布され、虐待や不適切なかかわりを防ぐことの大切さについて職員の理解が図られている。権利擁護に関する取組として、支援委員会会議が開催されている。朝の受入れ時は児童の表情や親子の様子に注意をはらい、着替えや入浴時に児童の観察等を行っている。児童相談所や要保護児童対策地域協議会等と連携して権利侵害の防止と早期発見に取り組み、「保育所・認定こども園における人権擁護のためのセルフチェックリスト」が活用されている。虐待防止に関する研修が実施されている。</p>	

項 目			評価結果
A-2 教育・保育内容			
A-2-(1) 全体的な計画（教育課程を含む）の作成			
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	b
判断基準	a	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	42.6%
	b	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。	42.6%
	c	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	0.0%
	n		14.8%
着眼点	○	1 全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。	72.2%
	○	2 全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	72.2%
	○	3 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。	72.2%
	○	4 全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	63.0%
	○	5 指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。	66.7%
		6 指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。	25.9%
	○	7 全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。	57.4%
	○	8 全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	57.4%
コメント		<p>全体的な計画は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律（認定こども園法）第9条にもとづいて教育・保育目標が位置づけられている。教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等にもとづいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、家庭との連携や教育・保育時間、小学校との接続、特別支援教育・保育の他、食育、安全、災害、子育て支援など、園の理念等にもとづいて作成されている。計画の見直しは、毎年2月から各クラスで使用中の計画を検討し、職員会議で見直し案をまとめて策定され、年度末に自己評価を実施している。年間指導計画は全体的な計画を踏まえて作成されている。保護者に対する指導計画の周知については、説明することが望まれる。</p>	

項 目

評価
結果

A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開

48

A③	①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b	
判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	51.9%	
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	44.4%	
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	1.9%	
	n		1.9%	
着眼点	○	1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	72.2%
	○	2	認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	66.7%
	○	3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	79.6%
	○	4	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	72.2%
	○	5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	72.2%
	○	6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	88.9%
コメント		<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備について、室内には温・湿度計が設置され、エアコンや扇風機で調整されている。空気清浄機や熱中症アラーム計が設置され、常に適切な状態に保持できるようになっている。園内外の設備用具については、用務員や環境整備員を中心に清掃や朝夕の衛生管理が行われている。室内にある遊具は0歳児等の低年齢児用は9時30分と11時、3時に消毒をしている。安全管理については20以上の項目表を用いて毎日安全チェックを行っている。家具等には保護クッションを張るなどの工夫がされている。低年齢児のクラスには押入れが設置され布団等が収納できるようになっている。各クラスには床間と畳間が設置され、食事や睡眠のための生活空間が確保されている。年長児にとっても畳間はくつろげる場所となっている。1歳児の手洗い場には踏み台が設置され、2歳児のトイレにはプライバシーに配慮して便器の前に手作りカーテンが設置されている。施設は廊下も広く、1階には広い遊戯室と緑の敷物が敷かれたテラスが整備され、2階にも遊戯室や広いテラスが設置されている。</p> <p>0～1歳児のトイレについてはプライバシーへの配慮が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
49	A④	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	64.8%
	b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	31.5%
	c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	0.0%
	n		3.7%
着眼点	○	1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	85.2%
	○	2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	85.2%
	○	3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	88.9%
	○	4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	83.3%
	○	5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	88.9%
	○	6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	68.5%
コメント		<p>一人ひとりの子どもを受容した子どもの状態に応じた保育については、子どもの発達や家庭での過ごし方を含め一人ひとりに合わせた工夫や配慮が0～1歳児の個別記録や指導計画に記録されている。例えば、早い時間の登園で担任以外による受け入れの場合に、子どもが泣き出し不安な様子の際、中途入所児の場合は、愛着関係のある担任が受け入れることで安心できるように対応している。「公園で斜面上りに挑戦し、登りきると声を出して喜び『できたね』と保育教諭が声をかけると子どもは笑顔で応じた。」「トランポリンが楽しく、交代してももっとやりたいと訴え、その後続けることで満足しその後も機嫌よく過ごしていた」等一人ひとりを受容した記録が確認できた。3歳児の週案の反省で友だち同士の関わりにおいて「うまく問題解決できる子とそうでない子がいるため、集団での活動を多くとり、その中で様々な経験をさせていきたい」との記録があった。訪問調査の日、朝の園庭で水やり活動中にジョーロへの水くみの順番に割込みがあり殴るなど喧嘩になったが、保育教諭が両方の手を引きながら二人の言い分を聞いて仲立ちをする姿が見られた。4歳児では「あやとりやお手玉等の伝承遊びで飽きている姿あり、発表する場などを設けスポットをあてていきたい」と週案の反省欄に今後の課題として記録があり、一人ひとりの子どもの状態を把握して記録し、職員間で共有する取組が確認できた。</p>	

項 目			評価結果	
50	A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		64.8%
	b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。		35.2%
	c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。		0.0%
	n			0.0%
着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	88.9%
	○	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	88.9%
	○	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	79.6%
	○	4	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	81.5%
	○	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	79.6%
コメント		<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境を整備した援助については、0歳児の食事は離乳食初期食で全介助の子や手掴みで食べる子、匙を片手に手掴みする子、匙に乗せてあげると食べられる子と三人三様を大切に、一人でコップから飲むことができたときなどは、保育教諭が共感やほめる声かけを行っている。1歳児がパンツに排せつ後「シーシー」と言うので、「トイレに行ってみる？」と声をかけると「うなずき便座に座った」と、自分でやろうとする気持ちを尊重して援助している。定期的にトイレに誘い、トイレでタイミングよく排尿できたときは、達成感を感じるような声かけや援助を行っている。着脱時に衛生面の配慮から直接肌が床につかないように、着脱しやすいように、手作りベンチが用意されている。2歳児では「排せつや着脱、食後の顔ふきを自分で行おうとする」を目標とし、3歳児は「生活の流れや生活の仕方がわかり身の回りのことを自ら行おうとする」を掲げ、4歳児は「生活の仕方がわかり出来ることは自分でしようとする」をねらいとし、5歳児は、室内での衣服の調節としてジャンパー等の上着をハンガーにかけなど「基本的な生活習慣が習得できる」ような取組がなされている。1歳児以上においては、園庭や隣接する公園での戸外活動や運動遊び等、体を使った遊び等を午前に取り入れ、昼食からおやつまでの間は室内で過ごすなど活動と休息のリズムが身につくよう工夫されている。</p>		

項 目			評価結果
51	A⑥	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	66.7%
	b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	33.3%
	c	子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○	1 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	83.3%
	○	2 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	83.3%
	○	3 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	87.0%
	○	4 戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	85.2%
	○	5 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	87.0%
	○	6 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	81.5%
	○	7 子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	85.2%
	○	8 子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	75.9%
コメント	<p>子どもが主体的に活動できる環境の整備と子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開について、0歳児は床間や畳間で子どもの手の届く高さに絵本や動くおもちゃ、手作りおもちゃ等を配置し、自由に選んで遊べるよう配慮され、園内や園庭の探索活動が出来るよう行動範囲を広げている。3歳以上児については、園庭や公園での大縄や縄跳び、フラフープ、ぽっくり、竹馬、ホッピング、泥団子遊び等による活動があり、室内ではお手玉やあやとり、コマ等でグループで自発的に遊んでいる。各クラスに水槽が設置されザリガニやグッピー等が飼育されている。10月後半からは季節の移り変わりを感じるねらいが設定され、トンボやバッタ等の虫探しなど、自然や小動物に触れ、季節を感じることができる環境に配慮している。生活や遊びの場面で子どもの気持ちを受け止め、子どもの表現で伝えられるよう保育教諭は発達に応じた援助を行っている。例えば調査時、0歳児は砂に触れる活動をし、1歳児は公園の斜面登りなどを援助している。3・4・5歳児は公園で集めた落ち葉やドングリ等の木の実、空き箱や色紙、絵具、粘土等での製作活動等、様々な素材の教材を用意し、友達と協同してやり取りをしながら表現活動を楽しめる環境を整えている。落ち葉のトンボや木の枝による作品等がクラスや廊下に展示されている。訪問調査の日、朝の園庭で水やり活動中にジョーロへの水くみの順番に割込みがあり殴るなど喧嘩になったが、保育教諭が両方の手を引きながら二人の言い分を聞いて仲立ちして、「言葉での伝えあい」自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助していた。食育として園庭の一角に大根やニンジン、サヤインゲン等が園児一人ひとりの名前を付して植えられている。3歳児が24本のサヤインゲンを収穫し、調理場の職員に「給食に出してほしい」とお願いして翌日調理してもらおう約束をしていた。5歳児はドッジボール大会を計画し、グループも自分たちで決めて共同して活動できるよう援助している。</p>		

項目			評価結果
52	A⑦	⑤ 乳児期の園児（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	61.1%
	b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	14.8%
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	0.0%
	n		24.1%
着眼点	○ 1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	68.5%
	○ 2	0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	75.9%
	○ 3	子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。	77.8%
	○ 4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	70.4%
	○ 5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	75.9%
	○ 6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	74.1%
コメント		乳児期の園児（0歳児）における養護と教育の一体的な展開と環境整備、保育の内容や方法への配慮としては、0歳児が長時間過ごす場として、生活と遊びのために掃除の行き届いた床間や畳間が用意されている。子どもの状態や生活リズムを視診や機嫌などから確認し、睡眠チェックを記録し、一人ひとりの状態を把握して連絡帳などにより家庭と連携して対応している。保育室で安心して過ごせるよう仕切りの安全柵が用意され、子どもの目線の高さに絵本やミニカー、手作りおもちゃ等が配置され、廊下や1～2階のテラス、遊戯室、園庭などで探索活動ができるよう環境を工夫している。週・日案や個人の記録には、保育者が共感の言葉かけや優しいまなざしで見守り、愛着関係を築くことで安心して過ごす姿が記録されている。家庭と連携して適切に対応している。特に体調届や朝食については気を配り、日々の連絡帳の記録や送迎時の会話、クラスだより、個人面談などで、丁寧に伝え合い、共有する事ができている	
53	A⑧	⑥ 満1歳以上3歳未満の園児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	57.4%
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	20.4%
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	0.0%
	n		22.2%
着眼点	○ 1	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	75.9%
	○ 2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	68.5%
	○ 3	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	74.1%
	○ 4	子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。	74.1%
	○ 5	保育教諭等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。	70.4%
	○ 6	様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。	64.8%
	○ 7	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	72.2%
コメント		満1歳以上3歳未満児（1・2歳児）の保育における養護と教育の一体的な展開と適切な環境整備、保育の内容や方法の配慮について、1歳児クラスでは、「身近な外界に興味や関心を持ち、身の回りの物や自然に触れて探索活動を楽しむ」のねらいを達成するため、公園への散歩や縄で電車ごっこ、手指遊び（ホース通し、絵合わせ、トング、S字フック）が展開される環境を整えて保育が行われている。玩具の取り合いや順番待ちなどで泣いている園児には、「〇〇したかったのね」と気持ちを代弁して受け止め、一緒に待ち、気持ちを切り替えられるよう声かけする援助がされている。1歳児は長時間保育児が多く3時以降は一時保育の部屋に移動して保育されている。2歳児クラス（3歳未満児）は絵具を使って遊び、保育教諭と一緒に秋の虫や自然物とふれあい、松ぼっくりやフクギの実を使って遊んでいる。生活に必要なルールがあることを知り、「順番」や「交代」「貸して」などの約束を守ることを保育教諭が友達との仲立ちをしている。延長保育利用で異年齢の合同保育が実施され、1、2歳児クラス共、家庭との連携においては、日々の連絡帳の記録や送迎時の会話、クラスだより、個人面談等を通して保護者と子どものことを丁寧に伝え、共有できている。	

項 目			評価結果
54	A⑨	⑦ 3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している	57.4%
	b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	31.5%
	c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	0.0%
	n		11.1%
着眼点	○	1 3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	79.6%
	○	2 4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	83.3%
	○	3 5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	79.6%
	○	4 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	59.3%
コメント		<p>3歳以上児の保育における養護と教育の一体的な展開と環境整備、保育の内容や方法の配慮としては、3～5歳の各年齢とも保育教諭が子どもの気持ちに寄り添い、子どもにとって良い環境整備に取り組んでいる。3歳児は、保育教諭に見守ってもらい、戸外でのフラフープやぽっくり等の運動遊び、かくれんぼ、しっぽとり等ルールのある集団遊びを楽しんでいる。遊具を「貸して」「返して」の言葉のやり取りがうまくできずトラブルになることに対し、保育教諭が仲立ちすることで遊びに戻る様子が見られた。4歳児は、新しい運動遊びにも目標をもって挑戦しようとする気持ちを大切に、体を動かす楽しさを感じてほしいと、発表の場としてフラフープ大会を実施している。何度か実施したデカパンリレーを男女別に行い、保育教諭が見守る中で、自分たちで協力して進め、リレーと応援で引き分けに持ち込んだ記録がある。5歳児は、自分の力を発揮する遊びとして、竹馬や縄跳び、大縄跳び、やっこ、自主運営のドッジボール大会を実施している。室内では、音楽に合わせてカスタや鈴、タンバリン、トライアングルの合奏を誕生会に発表することの提案が子どもたちから出ている。廃材使いやドミノなど友達と遊べる環境を整えて保育教諭等が適切に関わっている。子どもの育ちや子どもの関わり合う姿を、送迎時やクラスだより、個人面談等で保護者に伝え、近隣の保育園や小学校と交流を行い、要録を作成して小学校へ伝えている。</p>	

項 目			評価結果
55	A⑩	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	51.9%
	b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	42.6%
	c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	0.0%
	n		5.6%
着眼点	○	1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	61.1%
	○	2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	66.7%
	○	3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	70.4%
	○	4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	81.5%
	○	5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	83.3%
	○	6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	68.5%
	○	7 職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	63.0%
	○	8 他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	37.0%
コメント	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮として、建物設備については、スロープやエレベーターが設置され障害に応じた環境整備に配慮している。特別支援児への配慮については、毎月の指導計画に関連づけている。特別支援コーディネーターとして教頭が位置づけられ、今年度28人の発達支援児が在籍し、クラス担任が個別の教育支援計画を作成している。計画内容としては、実態や本児の伸ばしたい点、本児の支援が必要な点、長期目標、短期目標、次年度への引き継ぎ事項となっている。計画にもとづいて子どもの特性に応じた指導・援助が行われている。年2回、教育委員会からの派遣による心理専門員の巡回指導を受けている。職員は市の主催する研修を受講し、発達支援児に関わり、保護者からの相談に対応している。今年度は、支援を要する児童について就学時健康診断を自園における健康診断結果に必要な検査等を追加して書類を作成し、小学校へ提出するなど例年になく対応に配慮し、8人が隣接する小学校の特別支援学級への入学が決定している。</p>		

項 目			評価結果
56	A⑪	⑨ 在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
判断基準	a	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	57.4%
	b	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	29.6%
	c	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	0.0%
	n		13.0%
着視点	○ 1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	61.1%
	○ 2	在園時間の長い子どもが安心して、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	75.9%
	○ 3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。	70.4%
	○ 4	年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	61.1%
	○ 5	在園時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	75.9%
	○ 6	在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。	53.7%
	○ 7	子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	68.5%
	○ 8	担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	63.0%
	○ 9	1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	61.1%
コメント	<p>在園時間の異なる子どもための環境整備と教育・保育の内容や方法の配慮について、職員は時差勤務を行い、朝夕に異年齢の子どもと一緒に過ごす保育として0～2歳児は2階で受け入れ、3～5歳児は1階での受け入れを実施している。子どもが穏やかに過ごせるよう、畳間が設置され、ゆったりと過ごすことができる配慮がされている。一時預かり保育や延長保育の場合は、年齢に配慮したおやつが用意されている。登園の早い子どもや延長保育を利用している子どもの様子についての保育教諭の引継ぎや連携について、保護者とクラス担任との連携は0～2歳児については連絡帳を使用し、3～5歳児は引継ぎ簿に連絡内容を記録して当番保育教諭から保護者に伝える体制になっている。重要な要件がある場合は担任が直接電話で連絡している。1号認定子どもの長期休暇においてもほとんどの子どもが一時預かりや延長保育の利用がされている。</p> <p>指導計画に長時間保育や1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容についての位置づけを明確にし、長期休暇や延長時の記録が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
57	A⑫	⑩ 小学校との接続、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
判断基準	a	小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	42.6%
	b	小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	31.5%
	c	小学校との接続や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮していない。	0.0%
	n		25.9%
着眼点	○	1 計画の中に小学校との接続や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。	63.0%
	○	2 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	51.9%
	○	3 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	38.9%
	○	4 保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との接続を図っている。	44.4%
	○	5 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。	50.0%
コメント		<p>小学校との接続や就学を見通した計画にもとづく教育・保育の内容や方法、保護者との関わりへの配慮については、全体的な計画と5歳児の年や月の指導計画に小学校との連携や接続が位置付けられ、10月からは接続期カリキュラムが作成されている。隣接する小学校とは、昨年同様に接続の計画が予定されていたが、今年度はコロナ禍の中で実施には至っていない。昨年の実施状況は、合同の不審者訓練や避難訓練、夏休みの異年齢交流、小学校音楽発表会鑑賞、5年生との交流、1年生との交流（授業参観、お招き会）、4歳児は4年生と3歳児は3年生と交流している。運動会や夏休み等体育館の使用も含めて、小学生の運動会練習の見学等、子どもが小学校以降の生活について見通しを持てるよう計画し実施されている。教員との連携は、小学校の定例会議に園長が参加し、日常的に情報を共有している。1年生の担任が来園して情報交換をするなどが実施されている。今年度は教頭が小学校との接続の窓口として、就学時健康診断（特に支援を要する児童）について調整し、自園における健康診断結果に必要な検査等を追加して書類を作成し小学校へ提出するなど例年になく対応に配慮されている。保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、就学に向けた個別面談等を通して支援をしている。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の視点にもとづいたこども園指導要録を作成し、各小学校へ引き継がれている。</p>	

項 目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	57.4%
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	38.9%
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	0.0%
	n		3.7%
着眼点	1	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	61.1%
	○ 2	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	88.9%
	○ 3	子どもの保健に関する計画を作成している。	55.6%
	○ 4	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	77.8%
	○ 5	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	72.2%
	○ 6	保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	63.0%
	○ 7	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	61.1%
	8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	33.3%
コメント		<p>子どもの健康管理については、保健計画が作成され、計画にもとづいて健康支援、健康観察、感染症・疾病への対応が行われている。入園時の面接や個別面談等で子どもの既往歴や予防接種、アレルギー状況等を把握し、0～2歳児は「あゆみ」に、3歳児以上は児童票に記録されている。日々の子どもの健康状況は、登園時の視診や健康・検温表の記録、連絡帳等で把握して職員間で共有している。保育中の子どものケガや発熱等の体調変化時は、保護者に連絡し、保護者が迎えに来るまで職員室で観察し、緊急時は受診も対応している。子どもの健康管理は、園長や教頭が作成した年間保健計画に沿ってクラスの保育教諭が対応している。感染症やアレルギー、与薬等の取り扱い、入園のしおりで保護者に説明し、マニュアルに沿って対応し、毎月、市の保健だよりも保護者に配布している。SIDS（乳児突然死症候群）については、0～1歳児を対象に睡眠時チェックシートを活用し、0歳児は10分、1歳児は15分間隔で顔の向きや呼吸の観察記録を作成している。</p> <p>感染症やアレルギー等のマニュアルは作成されているが、子どもの健康管理に関するマニュアルの作成、及び保護者に対してSIDSに関する必要な情報提供を行うことが望まれる。</p>	
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	b
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	63.0%
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	24.1%
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	0.0%
	n		13.0%
着眼点	○ 1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	74.1%
	○ 2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	64.8%
	○ 3	家庭での生活に生かされるよう教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	79.6%
コメント		<p>健康診断や歯科健診結果の教育・保育への反映については、嘱託医による内科と歯科健診を年2回実施し、結果を「あゆみ」や「健康診断票」に記載して職員へ周知し保護者に報告している。内科健診時は、親子手帳からMR1期（麻疹・風疹混合ワクチン）の予防接種状況を問診票に記入し、未接種の場合は保護者に連絡している。子どもの皮膚の状態や歯の噛み合わせ等、気になる診断結果は保護者に伝え、病院受診を促している。歯科健診後は、虫歯のない子どもや治療した子どもには良い歯の表彰を実施し、4～5歳児は、歯科医師推奨で保護者に同意を得てフッ素洗口の歯磨きが行われている。</p> <p>健康診断や歯科健診の結果を集計・分析し、子どもの健康増進に向けて保健計画に反映させることが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
60	A⑮	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	63.0%
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	29.6%
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	0.0%
	n		7.4%
着眼点	○ 1	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	64.8%
	○ 2	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	74.1%
	○ 3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	79.6%
	○ 4	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	85.2%
	○ 5	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	55.6%
		6	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。
コメント		<p>アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもへの対応については、食物アレルギー対応マニュアルが作成されている。アレルギーのある子どもについては、保護者に医師の診断指示書（生活管理指導表）の提出を年2回義務付け、保護者とクラス担任、調理師、栄養士等がアレルギー対策会議を開催し、除去食や代替食等が検討されている。てんかん等、慢性疾患のある子どもやアレルギーによる緊急時の対応に向けては、医師の指示や保護者の承諾を得て対応薬を職員室で預かって対応している。クラスや職員室、厨房や職員更衣室には、アレルギーの種類と子どもの名前を掲示して誤食防止に努めている。食育計画や給食計画に安全なアレルギー食の対応を位置付け、アレルギーのある子どもの食器やトレイは、色をピンクにし、テーブルに印をつけ、テーブルを分けて、他の子どもにも理解できるように説明している。食物アレルギーの研修を受講した職員の伝達研修を実施して職員の共通理解に努めている。</p> <p>保護者へのアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組が望まれる。</p>	

		項 目		評価結果
A-2-(4) 食事				
61	A⑯	①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	70.4%
		b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	25.9%
		c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	0.0%
		n		3.7%
	着眼点	○ 1	食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	70.4%
		○ 2	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	77.8%
		○ 3	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	81.5%
		○ 4	食器の材質や形などに配慮している。	70.4%
		○ 5	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	85.2%
		○ 6	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	85.2%
		○ 7	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	72.2%
		○ 8	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	64.8%
	コメント	<p>食事を楽しむ工夫としては、園長と教頭が作成した年間食育計画にもとづいて各年齢毎の年間指導計画や月案、週案に食育を位置付けて取り組んでいる。食事は、各クラス毎にとり、食事の前に「今日の献立」を紹介し、4歳児以上は当番の子どもがひら仮名で書かれた献立名を読み上げ、「いただきます」の代わりに「クワッチーサビラ」と方言で挨拶している。食事は、温かいものを提供できるよう0歳児のクラスから順番に調理員が配膳し、子どもの希望に応じた分量を盛りつけ、おかわりもできるようにしている。食器はメラニン食器が使用され、1歳未満児はワンプレートになっているが個別に小皿も用意し、食事も手づかみし易い形や大きさに配慮されている。子どもの発達に合わせてスプーンやフォークの形状や大きさを変え、お箸も用意されている。子どもたちの登園時は、玄関横の厨房から料理の匂いが漂い、玄関ホールには「今日の献立名」と給食がケースに展示され、厨房前には「栄養」についてのポスターが掲示されている。保護者からの離乳食の作り方や悩みの相談には、クラス担任が委託先の栄養士を介して対応している。3歳児からは、飼育栽培計画に沿って園庭で季節ごとに野菜の種を蒔き、水をやり、収穫し、給食の一部にと厨房にお願いして味わう等、一連の体験をしている。昨年度は、沖縄の野菜を利用した給食や食育講座に取り組み、全国の食育大会で優秀賞を受賞している。</p>		

項 目			評価結果
62	A①	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	70.4%
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	22.2%
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	0.0%
	n		7.4%
着眼点	○	1 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	77.8%
	○	2 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	81.5%
	○	3 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	59.3%
	○	4 季節感のある献立となるよう配慮している。	83.3%
	○	5 地域の食文化や行事食などを取り入れている。	81.5%
	○	6 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	57.4%
	○	7 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	70.4%
コメント		<p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供について、乳児の離乳食は、初期、中期、後期食が用意され、発育に合わせた食具で対応し、アレルギーのある子どもには、除去食や代替食が提供されている。毎日10時に園長や教頭が、離乳食とアレルギー食、幼児食を検食している。残食調査は、毎日、厨房で行い、給食日誌に記録して園長に報告している。各クラスでも給食やおやつの喫食状況を記録し、調理師や栄養士等で構成する給食会議に報告して検討され、献立を作成する市の給食センターの栄養士に報告して献立に反映させている。厨房に直接、子どもの好みの味付けや食べやすい形等を提案し対応されている。食材は、季節や地域の野菜等を取り入れ、夏は大きな今帰仁スイカをクラス毎に用意し、子どもたちが手に触れ形を見た後はスイカ割りをし、おやつに提供している。誕生会は沖縄の祝い御膳にし、赤飯やイナムルチ汁、クーブイリチーを提供し、おやつのムーチー作りを行う等、地域の食文化を取り入れ、七夕やクリスマス等の行事食も楽しめるよう取り組んでいる。厨房は、衛生管理マニュアルに沿って衛生管理が行われ毎月、チェックファイルで園長に報告されている。</p>	

項 目

評価
結果

A-3 子育て支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携

63	A⑱	①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断 基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		59.3%
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。		33.3%
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。		0.0%
	n			7.4%
着 眼 点	○	1	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	75.9%
	○	2	教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	72.2%
	○	3	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	81.5%
	○	4	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	72.2%
	○	5	教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。	55.6%
コメント			<p>子どもの生活を充実させるための家庭との連携については、0～2歳児は連絡帳で、3歳児以上は送迎時に子どもの発達や体調等、保護者と日常的な情報交換が行われ、支援を要する子どもには個別に連絡ノートが活用されている。11月からは、保護者の要望によりメール配信が予定されている。教育・保育内容等について保護者の理解を得る機会として、例年は入園式やクラス懇談会、運動会等の各種行事に保護者が参加して子どもの成長を共有できる支援をしている。今年度はコロナ禍の中で、保育参観は2歳児まで、個別面談は時間を短縮、保護者による毎朝の読み聞かせや運動会等は中止し、行事も参加者を限定して実施されている。園での子どもの様子は、教育・保育目標と行事予定表を掲載した園だよりや子どもたちの活動内容の写真をクラスだよりに掲載して配布し、廊下やクラス内に子どもたちの写真の掲示や作品の展示をし、家族に伝えている。家庭での状況や保護者との情報交換の内容は、入園時の面接記録や児童票に記録され、日頃の情報交換は、玄関のホワイトボードや引き継ぎ書、週案等に記録している。情報交換の内容によっては園長や教頭が保護者と個別面談を実施し、関係機関に繋げている。個別面談は、兄弟で通園している保護者には参加しやすいよう時間や日程を調整し、保育参観等も保護者の就労に配慮して平日を避けて設定している。</p> <p>教育・保育の意図や内容について、保護者が理解できるよう、入園時に全体的な計画の説明を行うとともに毎月のクラスだよりに今月のねらい等を掲載することにも期待したい。</p>	

		項 目		評価結果
A-3-(2) 保護者等の支援				
64	A⑱	①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
判断基準	a		保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	61.1%
	b		保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	31.5%
	c		保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	0.0%
	n			7.4%
着視点	○	1	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	85.2%
	○	2	保護者等からの相談に応じる体制がある。	85.2%
	○	3	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	81.5%
	○	4	認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	74.1%
	○	5	相談内容を適切に記録している。	50.0%
	○	6	相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	63.0%
	コメント	<p>保護者が安心して子育てできる支援としては、日々の送迎時における保護者との対話や連絡帳、個人面談や保育参加等、保護者が参加する機会を設けてコミュニケーションを図り、信頼関係を築いている。保護者からの相談は引継ぎ簿や週案等に記録し、職員会議で報告している。事案によっては直接、園長や教頭に報告して対応する体制がある。家庭の状況によっては、一時預かり保育や延長保育等を実施し、利用変更の案内もしている。障害や発達上の課題がある子どもや特別な支援を要する子ども、外国籍の保護者等に対しては、市の子育て支援室と連携し、ファミリーサポートセンターの活用やハローワークの紹介等、保護者支援に取り組み、記録を整備している。地域子育て支援拠点事業として地域子育て支援センター（すまいる）が併設され、地域の子育て中の親子を対象に出前事業や育児講座、子育て相談を実施し、昨年度は、364組9014名の親子が子育て等に関する相談や子育て親子との交流に利用している。子育て相談は、電話や来所による個別相談と利用時の対応を、相談項目を設けた日誌に内容を記録して毎月、園長に報告している。相談内容によってはケース会議で検討し、地域保健課や関係機関に繋げる等の支援をしている。一時保育（一般型）事業として私的保育や緊急保育、非定型保育サービスも展開し、保護者のリフレッシュ等の私的保育サービスを中心に毎月70人程が利用しており、子どもの発育や離乳食の進め方等の相談にも対応している。子育て応援デイを設け、地域の子どもと在園児との交流や給食体験、保護者の育児や就園等の相談に対応している。</p>		

項 目			評価結果
65	A⑳	㉔ 家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	50.0%
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	37.0%
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	0.0%
	n		13.0%
着眼点	○	1 不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	85.2%
	○	2 不適切な養育(虐待)等の可能性があると感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	77.8%
	○	3 不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	68.5%
	○	4 職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	59.3%
	○	5 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	63.0%
	○	6 不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	53.7%
	○	7 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	31.5%
コメント		<p>家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の防止について、職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化（身体の青あざ、服の汚れ、給食時の様子等）や送迎時の保護者の言動（子どもへの対応）に注意を払っている。虐待が疑われる場合は、職員会議等を開催して園全体で共通理解が図られている。不適切な養育となる恐れがある場合は、朝食や園での入浴等を提供し、保護者の精神面や生活面を援助している。園長は、職員会議等で「シャワー時には子供の身体状況（青あざ）を見逃さないよう」注意を喚起している。要保護児童対策地域協議会や児童相談所と連携し虐待防止に取り組んでおり、子ども虐待防止マニュアルにもとづく職員研修を実施している。</p>	